

本町地区防災計画



令和7年9月作成
本町地区防災会

目次

はじめに

1 地区の概要

- (1) 地区の範囲及び人口世帯数 1
- (2) 地震・津波 2
- (3) 風水害 15

2 防災活動

- (1) 本町地区防災会規約 18
- (2) 平常時における防災活動 20
- (3) 中長期的な活動予定 21
- (4) 防災研修会の実施状況 22
- (5) 防災訓練の実施状況 23
- (6) その他の実施状況 24
- (7) 災害時における防災活動 25

3 資料編

- (1) 避難所一覧 26
- (2) 福祉避難所一覧 26
- (3) 緊急時の連絡先・災害用伝言ダイヤル 26
- (4) 災害時の情報入手先 27
- (5) 南海トラフ地震臨時情報フロー図 28
- (6) 本町地区防災士資格取得数（補助金利用） 29
- (7) 本町地区防災資機材リスト 29
- (8) 災害「備え」チェックリスト 30
- (9) 避難行動の考え方 31
- (10) 大規模災害発生時の安否確認表示について 32

はじめに

和歌山市に影響をおよぼす災害として、南海トラフによる海溝型地震や中央構造線による内陸直下型地震、台風や集中豪雨による風水害等が想定されます。

本町地区は、津波及び紀の川の氾濫による被害が想定されている。

本計画では地域の実情に即したものとするため、具体的な情報を盛り込むことで、万一の場合に対応できるように安全に避難する計画を策定するものである。

1 地区の概要

(1) 地区の範囲及び人口世帯数

①地区の範囲

宇治鉄砲場、宇治袋町、宇治家裏、宇治藪下、嘉家作丁、北桶屋町、北釘貫丁、北新1～5丁目、北新戎ノ丁、北新桶屋町、北新金屋丁、北新七軒丁、北新中ノ丁、北新博労町、北新元金屋丁、北町、米屋町、雑賀町、新魚町、匠町、豊屋町、中ノ店北ノ丁、中ノ店中ノ丁、中ノ店南ノ丁、鍋屋町、西仲間町1～2丁目、西旅籠町、東釘貫丁1～3丁目、東仲間町1～2丁目、東旅籠町、本町1～9丁目、南桶屋町、元寺町1～5丁目、元寺町北ノ丁、元寺町西ノ丁、元寺町東ノ丁、元寺町南ノ丁、山吹丁の一部

②地区内の人口世帯数

・人口：3,040人 ・世帯数：1,603世帯
(令和7年4月1日現在の国勢調査基準人口世帯数)

(2) 地震・津波

①防災マップ 津波

地区の一部が浸水する想定である。

防災マップ 地震・津波編
本町・中之島・四箇郷・宮北を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/036/436/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/jishin/11_jishin_map.pdf

②和歌山市地区津波避難計画

第1節 地域状況の把握

第1 津波浸水想定区域

当該地区の津波浸水想定区域は、和歌山県が公表した、「南海トラフ巨大地震」の津波浸水想定結果による。

その結果、図2に示すとおり、河川による影響が想定される。

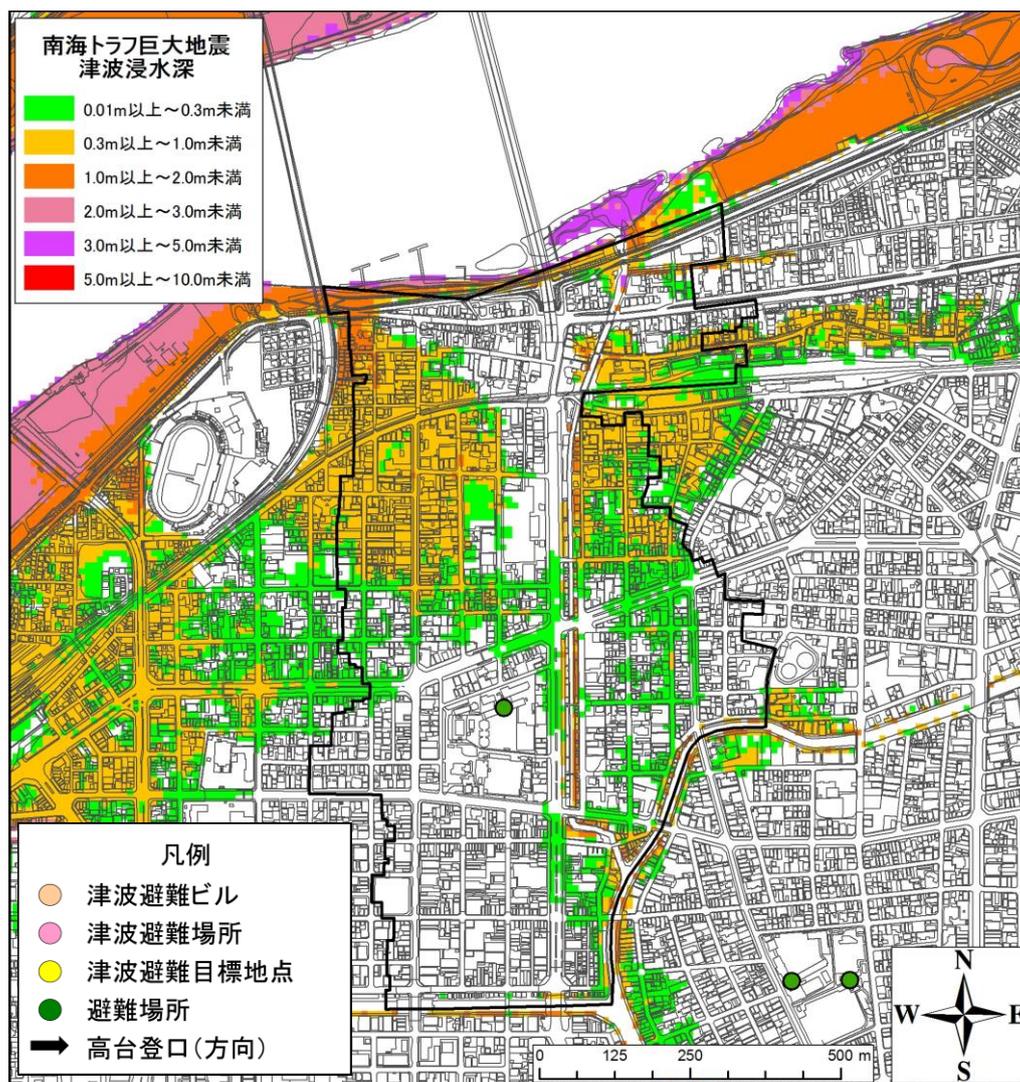


図2 津波浸水想定区域図

第2 避難対象地域

宇治鉄砲場、宇治袋町、宇治家裏、宇治藪下、嘉家作丁、北釘貫丁、北新1～5丁目、北新戒ノ丁、北新桶屋町、北新金屋丁、北新七軒丁、北新中ノ丁、北新博労町、米屋町、雑賀町、新魚町、豊屋町、鍋屋町、西仲間町1・2丁目、西旅籠町、東釘貫丁2・3丁目、東仲間町1・2丁目、東旅籠町、本町4～9丁目、元寺町1～5丁目、元寺町北ノ丁、元寺町西ノ丁、元寺町東ノ丁、元寺町南ノ丁、山吹丁を避難対象地域として設定する。避難対象人口は約3,300人である。

第3 津波到達時間

地区における津波到達時間は、最短 60分で浸水が開始する結果となっている。

第4 被害想定

和歌山県が平成26年に公表した被害想定結果をもとに、当該地区の地震・津波による被害の結果を表1に示す。

表1 被害想定調査結果(冬夕方18時風速8m/秒・早期避難しない)

全壊	死者	重傷者	軽傷者
約710棟	約220人	約140人	約330人

第2節 避難に必要な情報の確認

第1 避難体制の構築

1cmの津波が到達するまでの間に、安全な場所に避難するための検討を行う。

第2 避難開始時間、避難歩行速度の設定

地震発生から5分後に避難を開始し、避難行動要支援者の避難や家屋倒壊、道路閉塞等を考慮し、避難歩行速度は毎分30mを基本とする。

また、可能な限り、より標高が高く、より離れた安全な場所をめざすことが重要であることから、より迅速に避難した場合(避難歩行速度:毎分60m)の検証も行う。

【避難可能時間】

$$60分(1cm津波到達時間) - 5分 = 55分$$

【避難可能距離】

- ・幅員3m以上の避難路が整備されている緊急避難場所：
 $55分(避難可能時間) \times 60(秒換算) \times 0.5m/s = 1,650m$
- ・幅員3m以上の避難路が整備されていない緊急避難場所：
 $55分(避難可能時間) \times 60(秒換算) \times 0.35m/s = 1,155m$
- ・より迅速に避難した場合：
 $55分(避難可能時間) \times 60(秒換算) \times 1.0m/s = 3,300m$

第3 緊急避難場所、避難経路の設定

津波からの避難は、できるだけ安全な場所(避難先安全レベル2以上)に避難することが基本である。しかし、避難する時間がないなどの緊急時のみ、十分な高さが確保されている場所(避難先安全レベル1)に避難することも考える。

周辺の緊急避難場所を表2に、避難経路や避難方向を図3に示す。

平成25年3月公表の津波浸水想定を踏まえた和歌山県の緊急避難先の安全レベルの考え方にに基づき、どこの緊急避難場所がより安全であるかをわかりやすく表現するため、各避難先に安全レベルを設定している。

安全レベルの説明図を、図4に示す。

表 2 避難先安全レベル 2 以上の緊急避難場所一覧

避難先 安全レベル	名称	住所	避難可能場所
☆☆(2)	和歌山信愛大学	住吉町1	3階以上

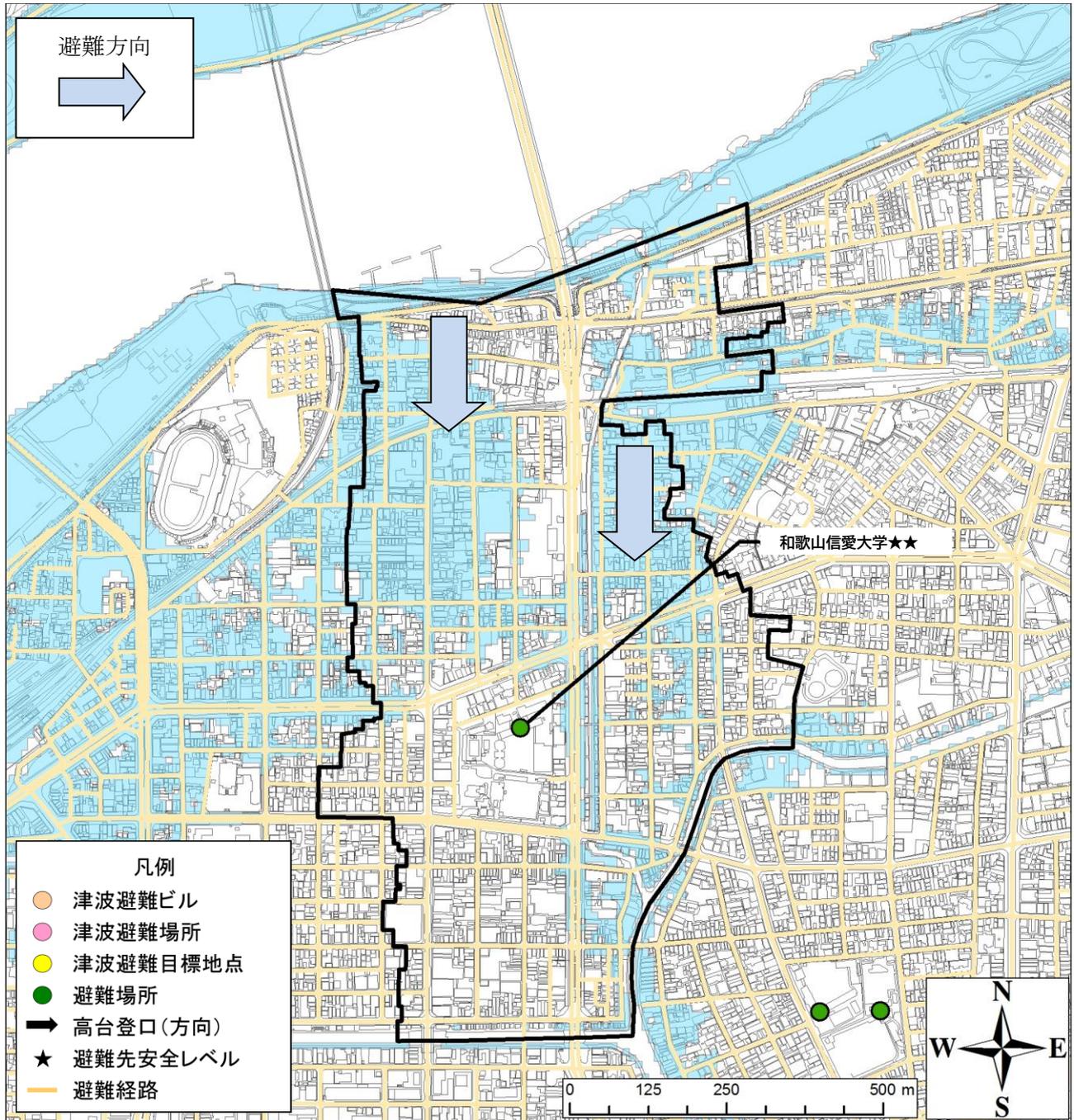


図 3 避難経路図

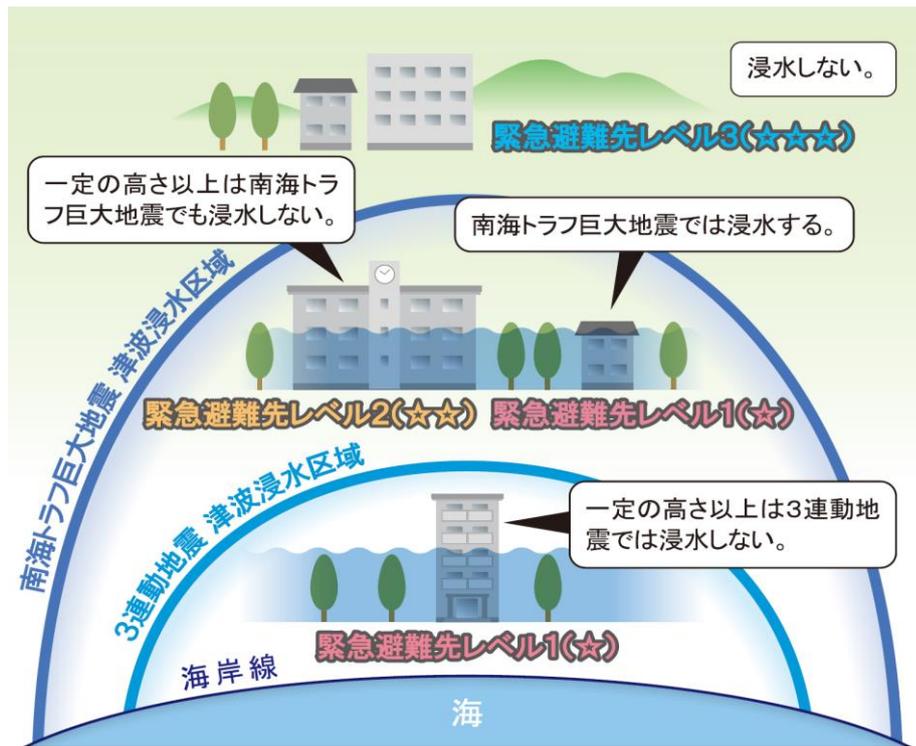


図4 津波避難先安全レベル説明図

第3節 迅速な避難の徹底

第1 地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合の避難可能な範囲の検証

緊急避難場所に、地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合に、津波が到達するまでの避難可能範囲を図5に示す。

その結果、地震発生後、すぐ避難した場合、地区全域で避難先安全レベル2以上の緊急避難場所に逃げ切れることが確認された。

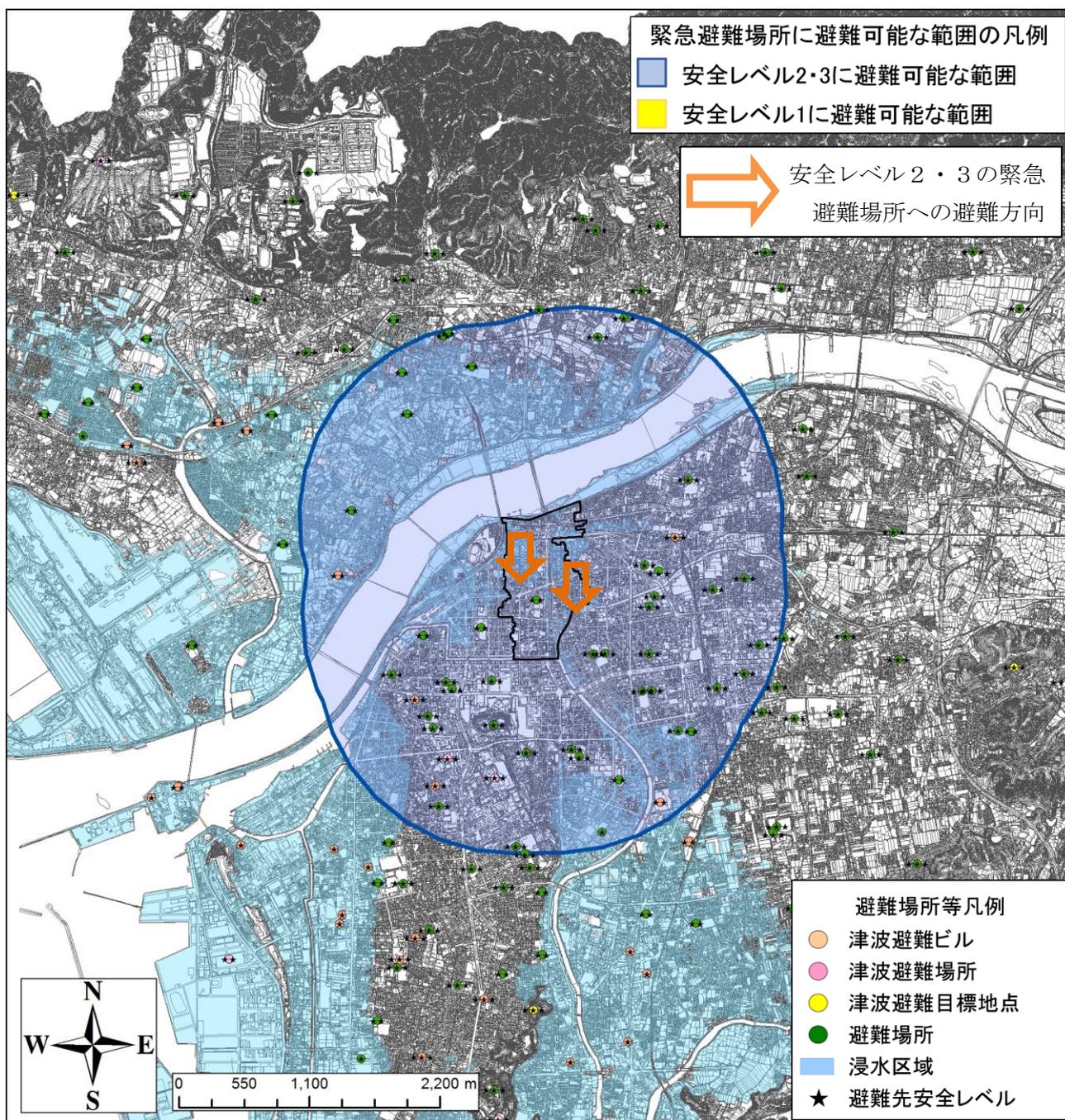


図5 地震発生から5分後に、毎分30mで避難した場合の避難可能範囲

第2 地震発生から5分後に、毎分60mで避難した場合の避難可能な範囲の検証

緊急避難場所に、地震発生から5分後に、より迅速に避難した場合（毎分60m）の津波が到達するまでの避難可能範囲を図6に示す。

その結果、図5と比較して、避難可能範囲が拡大し、より安全な緊急避難場所への避難が可能であることが確認できた。

可能な限り、より標高が高く、浸水想定区域からより離れた安全な場所を目指すことが重要である。

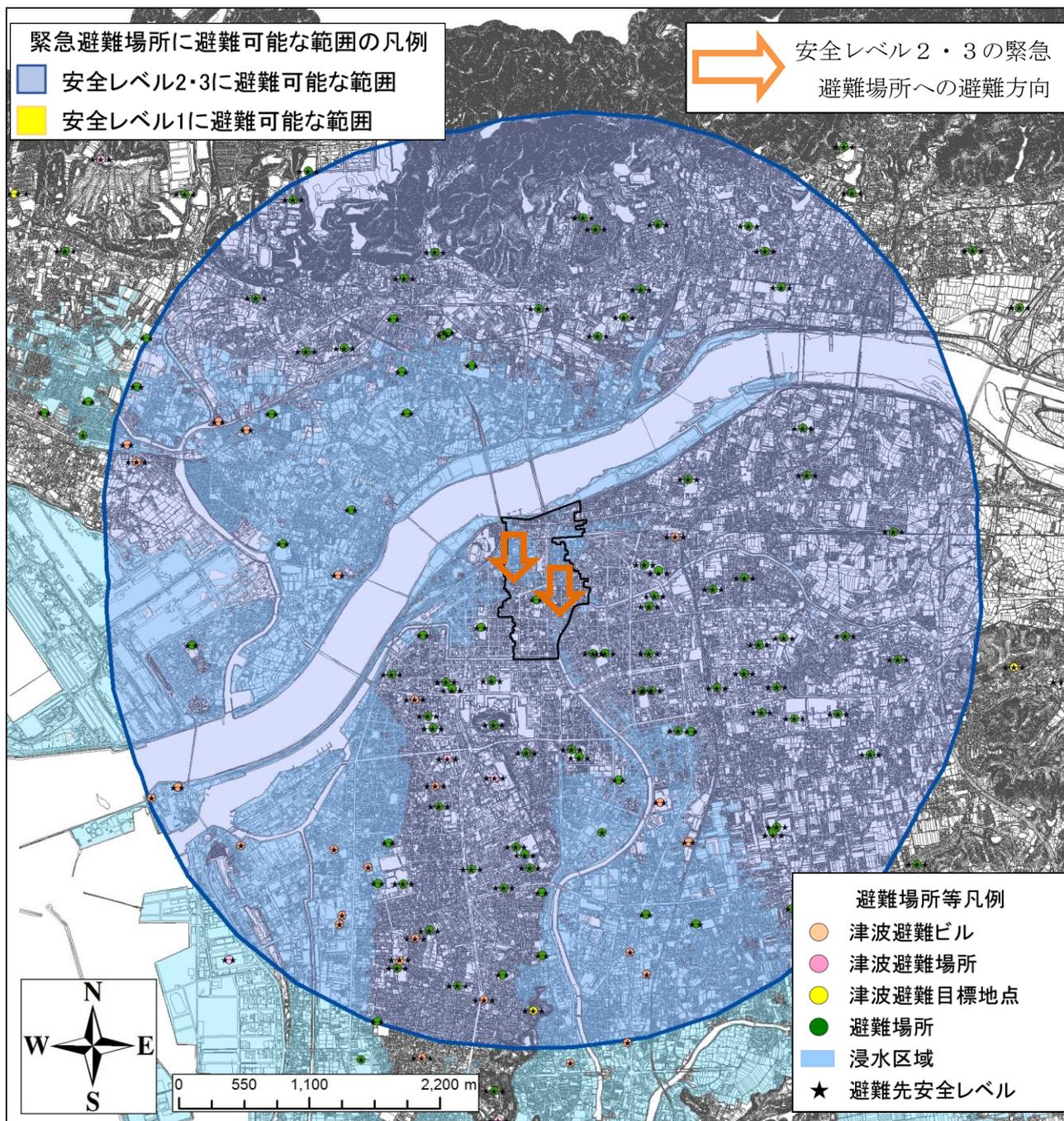


図6 地震発生から5分後に、より迅速に避難した場合(毎分60m)の避難可能範囲

第3 地域の事情を踏まえた避難方法

これまでの検証を踏まえ、地区住民でワークショップを行い、避難経路や避難場所候補の検討を行った。地域の事情を踏まえた詳細な結果は、別添「検討結果図」に示した。

検討結果図

地域の近隣住民で、避難場所や地区の課題などに関して、ワークショップを実施したことなどを踏まえ、以下の2つのグループにとりまとめた。

これらの地域の実情を踏まえた内容を参考にしながら、避難を行うことが重要である。

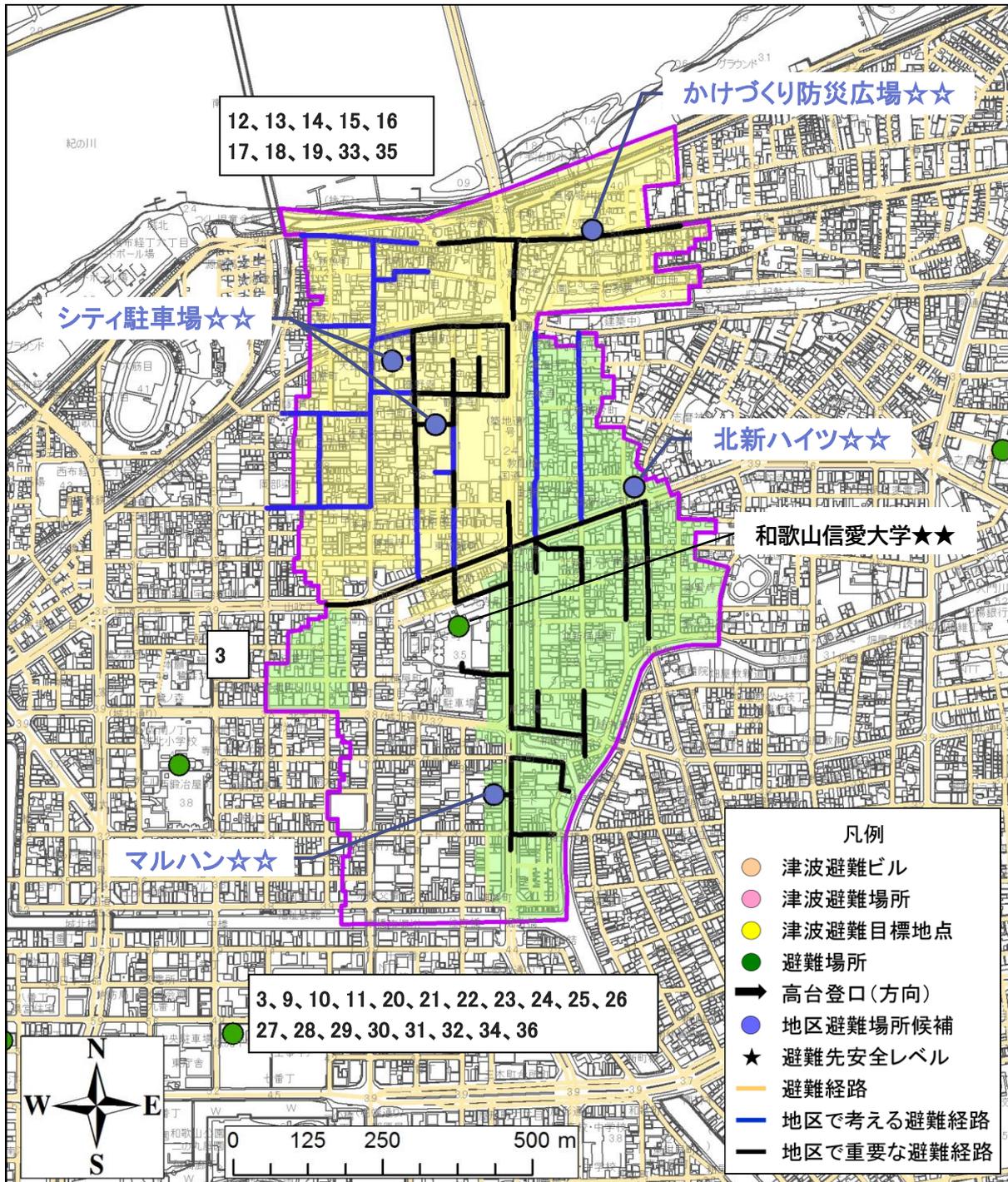


図7 本町地区グループ分け図

➤ 第3、9～11、20～32、34、36区

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定人数(概算)
第9区	マルハン	50人
第10区		50人
第11区		60人
第3区	和歌山信愛大学	100人
第20区		110人
第21区		50人
第22区		80人
第23区		110人
第24区		50人
第25区		120人
第26区		70人
第27区		100人
第28区		100人
第29区		70人
第30区		30人
第31区	110人	
第32区	100人	
第34区	60人	
第36区	北新ハイツ(状況に応じて、近隣住民も避難)	80人

2. 地区の課題に関する情報(危険箇所など)

- ・落橋(紀和橋・教仙橋等)のおそれがある。
- ・路上駐車が多い。
- ・古い家屋がある。
- ・危険物施設があり、火災等のおそれがある。

【MEMO】

3. 検討結果図

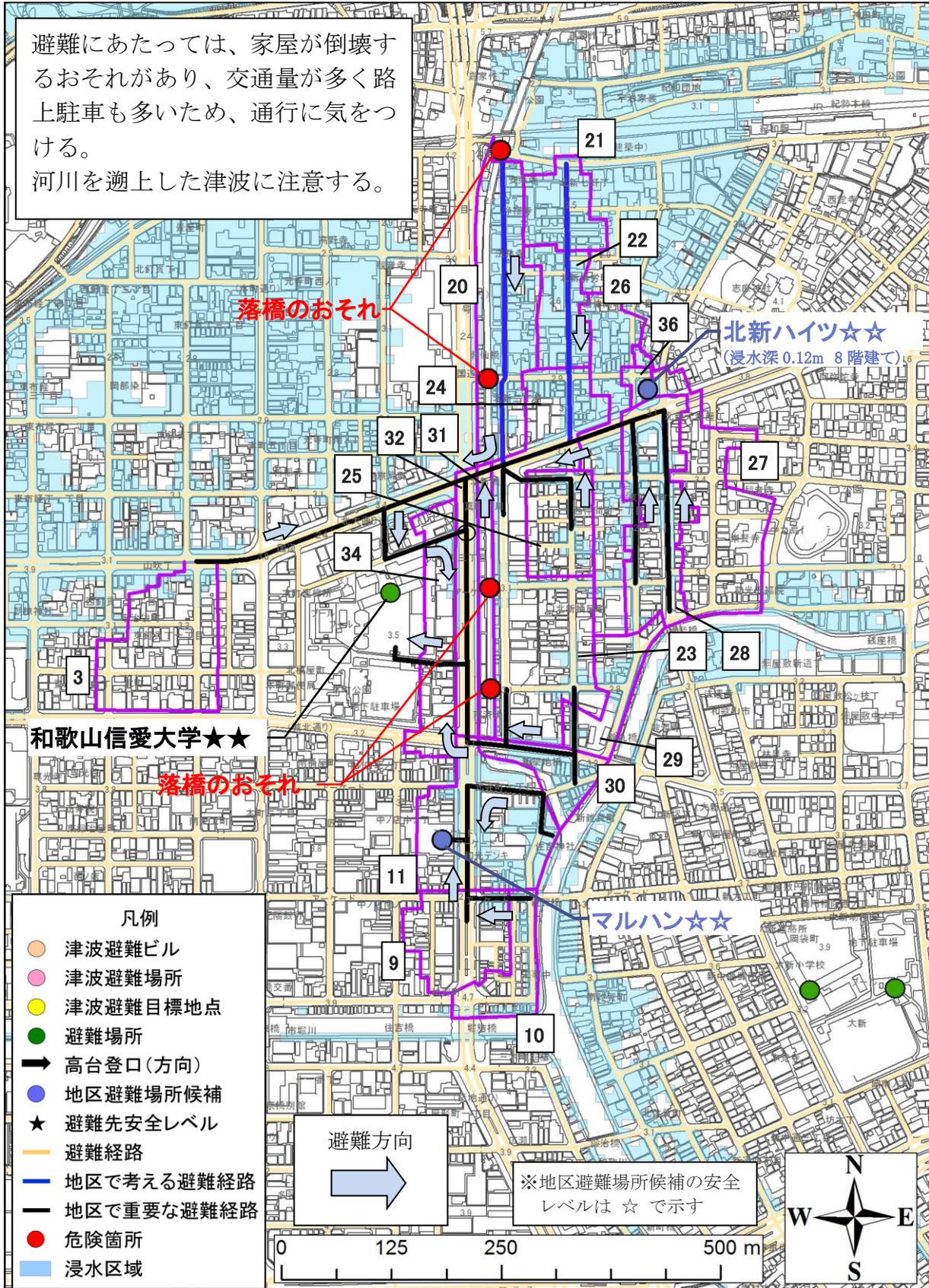


図8 第3、9～11、20～32、34、36区

➤ 第 12～19、33、35 区

1. 避難場所に関する情報

自治会名	避難場所に関する情報	避難予定 人数(概算)
第 12 区(北)	シティ駐車場	120 人
第 13 区		130 人
第 14 区		160 人
第 15 区		230 人
第 16 区		180 人
第 17 区		100 人
第 18 区		140 人
第 33 区		60 人
第 12 区(南)	和歌山信愛大学	50 人
第 19 区	かけづくり防災広場	300 人
第 35 区		300 人

2. 地区の課題に関する情報（危険箇所など）

- ・ 幹線道路横断時に事故のおそれがある。
- ・ 電柱が多いため、避難時の妨げになるおそれがある。

【MEMO】

3. 検討結果図

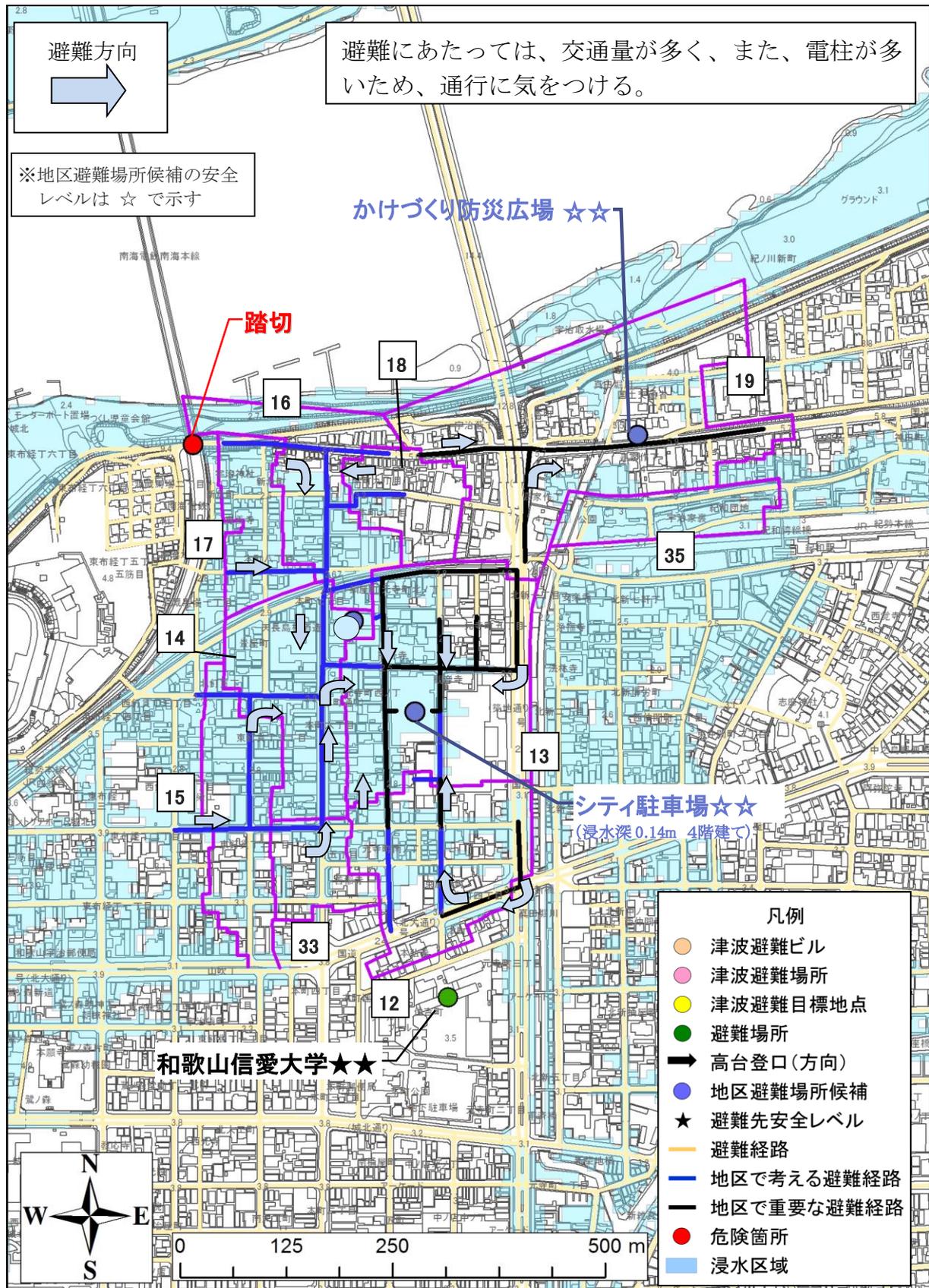


図9 第12～19,33,35区検討結果図

③本町地区タイムライン（地震編）

※震度6弱以上を想定

	経過時間	一般的な出来事	住民	本町地区防災会
初動対応	発災直後	地震発生 建物倒壊、出火が始まる 停電、断水、ガスが止まる	安全確保	安全確保
	1時間まで	避難所開設 救命救急活動 火災が拡大 二次災害の呼びかけ	一時避難	地区防災本部設置 情報収集 安否確認 要配慮者支援
応急対応	6時間まで	被害の中心地や範囲が判明	安全な場所へ避難する	避難所開設支援
	1日まで	物資の配布 自衛隊が到着	避難所を運営する	避難所運営体制の 構築 備蓄の配付
	3日まで	広域火災が鎮火、停電解消 ボランティア支援開始 生き埋めなどの生存低下		在宅避難者の把握
復旧期	2週間まで	行方不明者の捜索完了 仮設住宅の建設 水道やガスの復旧		
復興期	1か月後	罹災証明発行 仮設住宅入居開始		

(3) 風水害

①防災マップ 風水害編

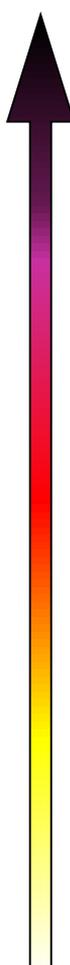
地区の全部が浸水する想定である。

防災マップ 風水害編
本町・中之島・四箇郷・宮北を参照

https://www.city.wakayama.wakayama.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/049/769/menu_1/gyousei/sougobosai/bosaimap/page/fusuigai/11_fusuigai_map.pdf

図10 本町地区防災マップ（風水害）

②本町地区タイムライン（水害版）



警戒 レベル	気象庁が発表	行 政	住 民	本町地区防災会
5	大雨特別警報 氾濫発生情報	緊急安全確保	命の危険が迫っているため、今いる場所よりも安全な場所へ直ちに避難する	
4	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報 高潮警報	避難指示	近くの避難所や自宅の上階へ避難開始	支部や避難所と連携し、必要な支援を行う
3	大雨警報 洪水警報 氾濫警戒情報	高齢者等避難	要配慮者とその支援者は近くの避難所や自宅の安全な場所へ避難開始	
2	大雨注意報 洪水注意報 氾濫注意情報		テレビやラジオ等で気象情報に注意する	インターネット等で情報を収集する
1	早期警戒情報			テレビやラジオ等で気象情報に注意する

③大雨時の避難行動

大雨に備え、下記のフロー図を参考に、あなたの避難行動を考えておきましょう。
 自宅周辺の危険な箇所等を確認してください。

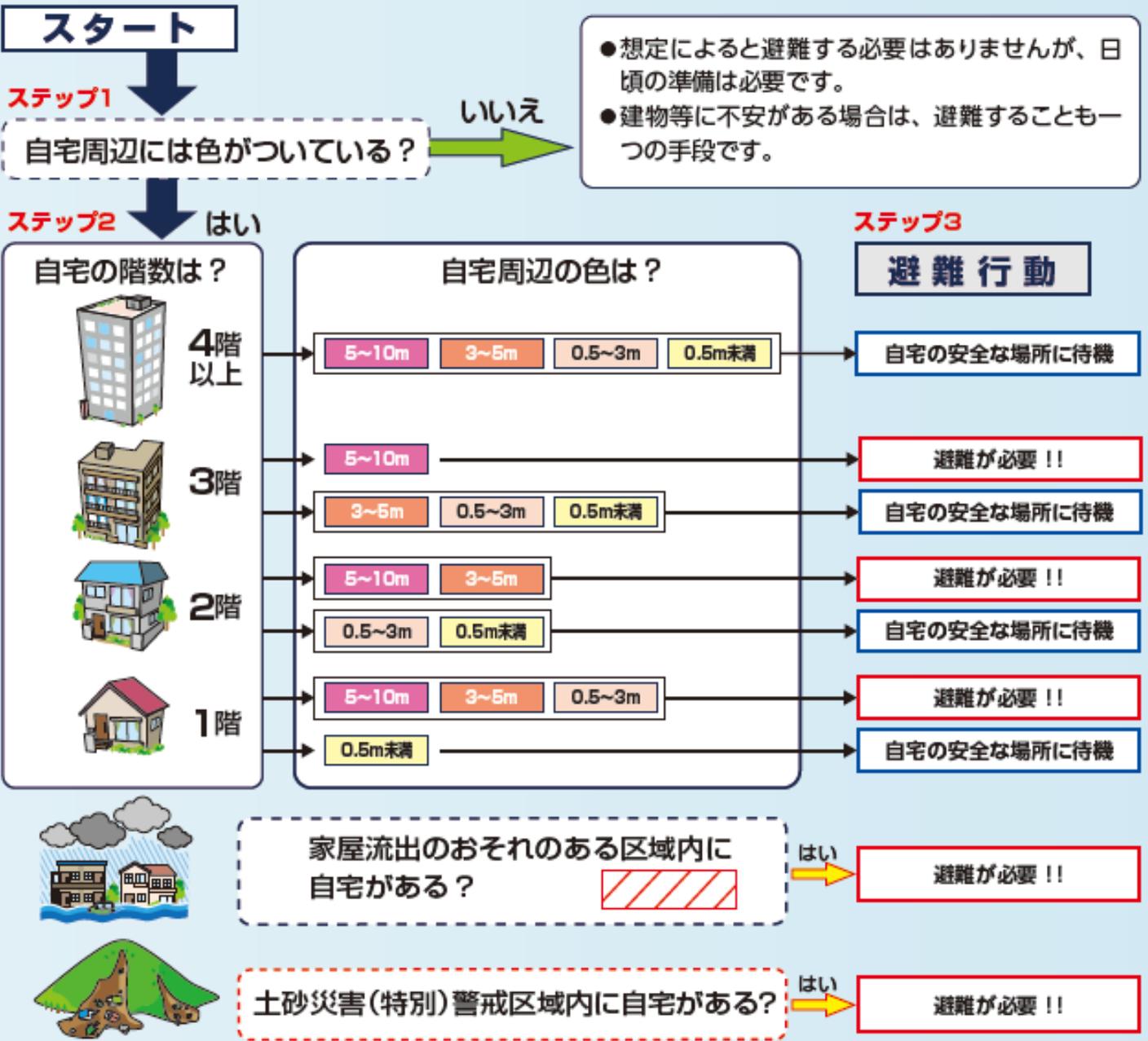


図11 大雨時の避難行動判断フロー図

2 防災活動

(1) 本町地区防災会規約

(名称)

第1条 この自主防災組織の名称は、本町地区防災会（以下「防災会」という。）と称する。

(目的)

第2条 防災会は、災害対策基本法及び和歌山市地域防災計画の規定により、自主的な防災活動を行い、災害（地震その他）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(防災会の構成)

第3条 防災会は、地区で組織されている連合自治会に所属する者をもって構成する。

2 防災会に広報部、防火部、救出・救護部、避難誘導部及び給食給水部を置く。

(事業)

第4条 防災会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 防災に関する知識の普及に関すること。

(2) 災害発生時における情報収集・伝達、初期消火、救出・救護、応急手当及び避難誘導に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 防災資機材の備蓄に関すること。

(役員)

第5条 防災会には、次の役員を置く。

会長 1名

副会長 3名

部長 若干名

(役員任期)

第6条 役員任期は、定例総会から次期定例総会までとする。但し再任を妨げない。

(役員任務)

第7条 会長は、防災会を代表し、災害発生時には、応急対策の指揮をとる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その任務を行う。

3 部長は、担当部の任務遂行及び処理を行う。

(会 議)

第8条 防災会の会議は、定例総会、臨時総会及び役員会とする。

2 定例総会は、年1回本町地区の定例総会に併せて開催する。

3 臨時総会は、役員会又は会長が必要と認めるとき、召集する。

4 役員会は、構成員2分の1以上が出席（委任状を含む。）しなければ開くことはできない。

5 会長は会議の長となり、議事を進行する。

6 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(防災計画)

第9条 防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は次の事項について定める。

(1) 防災組織の編成及び任務分担に関すること。

(2) 防災知識の普及に関すること。

(3) 防災訓練の実施に関すること。

(4) 災害発生時における情報収集・伝達、出火防止、初期消火、救出・救護、避難誘導及び炊き出しに関すること。

(5) その他必要とする事項。

(雑 則)

第10条 この規約に定めない事項で、防災会の運営に必要な事項、会長が役員会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成10年8月3日から実施する。

附 則

この規約は、平成14年4月1日から実施する。

(2) 平常時における防災活動

項目	具体的内容
防災訓練	避難所までの避難訓練や避難所受付訓練などを実施する。
防災講座	和歌山市職員出前講座で「和歌山市の災害と防災対策」及び「マイタイムラインを作ろう～風水害に備えて～」を受講する。
防火、 救出・救護の 慣熟	消防署が行う「防火・防災の集い」などを通じて、消火器の取扱いやAEDの取扱いを習熟する。
災害への備え	<ul style="list-style-type: none"> ・行政と連携し、住宅の耐震化・家具の固定や配置の重要性を周知するとともに、個人宅での備蓄を推奨する。 ・避難先や避難経路について家族と話し合う重要性を周知する。
安全点検	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内の危険箇所を確認するために、まち歩きを実施する。 ・防災資機材の定期点検を行う。
要配慮者 支援体制の 整備	地区居住者と要配慮者が顔の見える関係を形成し、災害発生時に迅速に避難できるように、必要に応じて防災訓練の内容を考える。

(3) 中長期的な活動予定

課 題	内 容
担い手の育成	和歌山県主催の防災士育成研修（紀の国防災人づくり塾）へ参加する。
災害時協力 井戸の普及	災害時に水道が機能しなくなった場合に備え、生活用水を確保するために、協力井戸の周知・登録を呼びかける。
地区内各種 団体との 協力・連携	消防団等各種団体や連絡所と災害時の役割を決めておく。

(4) 防災研修会の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
防災研修会	和歌山市職員出前講座「身を守る避難の心得」	令和7年 11月8日 (土)

(5) 防災訓練の実施状況

項目	具体的内容	実施(予定)時期
防災訓練		

(6) その他の実施状況

項 目	具体的内容	実施（予定） 時期
地区防災計画 の見直し	一年間の防災活動の振り返りを行い、本計画の見直しを行う。	総会時

(7) 災害時における防災活動

活動名	活動内容
応急対策の指揮	会長（副会長）は、各部長を招集し、応急対策の指揮を執る。
情報収集・伝達	<ul style="list-style-type: none"> ・広報部は、地区の被害状況を把握する。 ・避難誘導部は、災害が発生または危険が予想される場合、連絡網等を使用して住民に対して避難するように呼び掛ける。
現場活動	<ul style="list-style-type: none"> ・防火部は、地区で発生した火災の初期消火を行う。 ・救出・救護部は、被災者の救出・救護を行う。
避難誘導	避難誘導部は、避難者の避難誘導を行う。
要配慮者の支援	避難誘導部は、要配慮者の安否確認及び避難支援を行う。
避難所の運営	<p>和歌山信愛大学の避難所運営を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給食給水部は、炊き出しを行う。 ・避難所にいるすべての部が、女性の避難者やなどへの声掛けを行う。

3 資料編

(1) 避難所・避難場所一覧

区分	所在地(電話)	指定区分	避難先 安全レベル
和歌山信愛大学 (屋内運動場・グランド)	和歌山市住吉町1 (073-488-6228) FAX 073-488-6260	・ 避難所 ・ 避難場所	・ 洪水1 ・ 土砂3 ・ 津波2
本町公園	北桶屋町7	・ 避難場所	・ 津波2

(2) 福祉避難所一覧

施設名	所在地(電話)	受入対象者
本町こども園	北桶屋町7 (073-488-5220)	・ 乳幼児、妊産婦

(3) 緊急時の連絡先・災害用伝言ダイヤル

緊急時の連絡先

行政機関	和歌山市消防局	073-422-0119	ライフライン	和歌山市企業局	073-435-1124
	和歌山県警察本部	073-423-0110		関西電力(株) 電気設備に関する お問い合わせ(停電等)	0800-777-3081
	和歌山市耕地課	073-435-1051		西日本旅客鉄道(株) お客様センター	0570-00-2486
	和歌山市総合防災課	073-435-1199		【電話】会社名:	
公共医療機関				【ガス】会社名:	
			その他		

※【電話】・【ガス】は契約会社に確認して記入してください。

災害用伝言ダイヤル(171)

災害用伝言ダイヤル(171)は、「声の伝言板」(安否情報)の役割をする電話サービスです。被災地内とその他の地域の人々との間で、伝言の録音・再生をすることができます。

「171」をダイヤルし、ガイダンスに従って伝言の録音・再生をしてください。

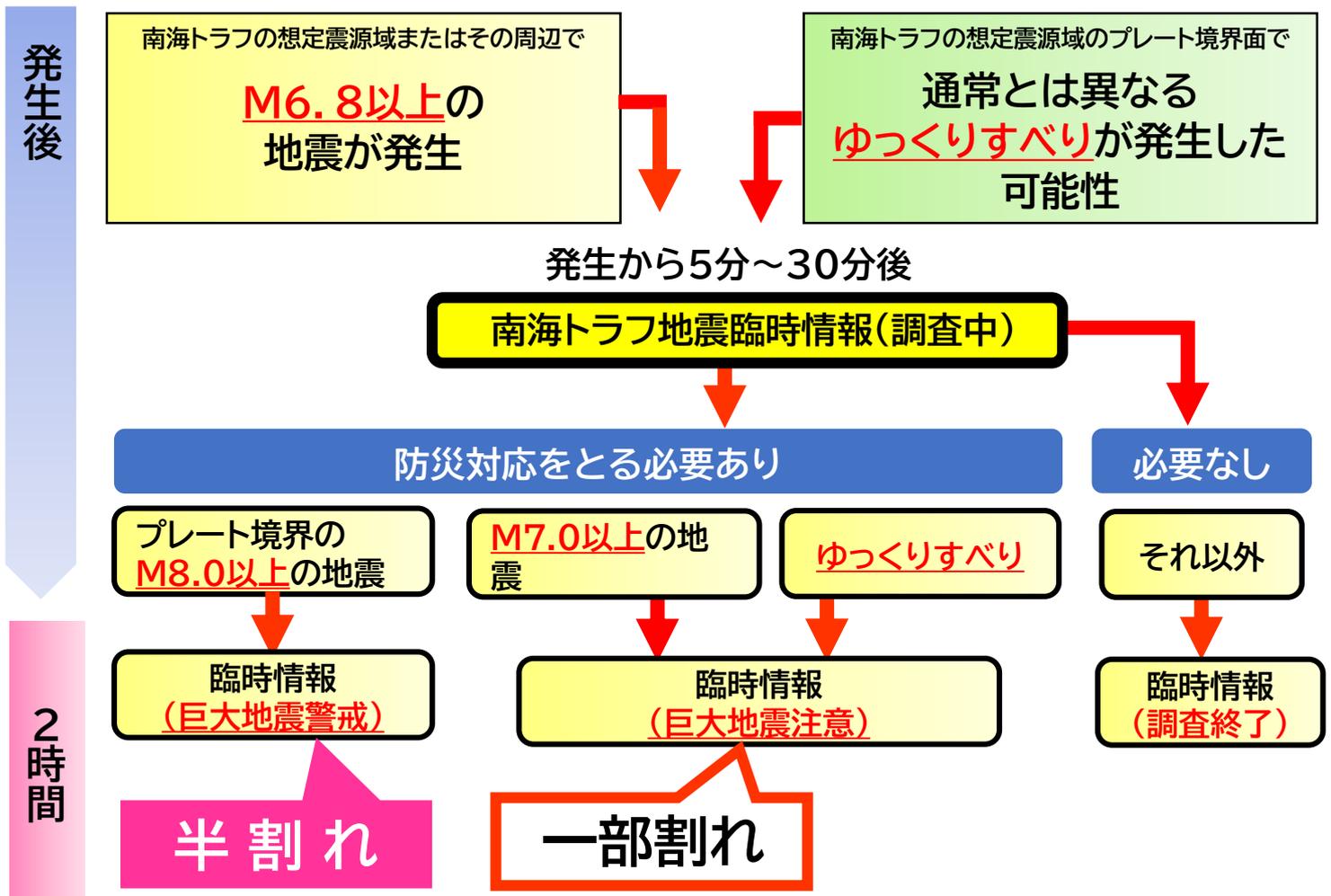
伝言の録音 1 7 1 + 1 + 被災地の人の電話番号 (市外局番から) → 録音

伝言の再生 1 7 1 + 2 + 被災地の人の電話番号 (市外局番から) → 再生

(4) 災害時の情報入手先

内 容	QRコード等
防災情報電話案内サービス 防災行政無線の放送内容を聞くことができる。	0120-077-199
和歌山市防災情報メール 防災行政無線の放送内容をメールで確認することができる。	
和歌山市ホームページ	
和歌山地方気象台ホームページ	
関西電力停電情報	
和歌山県防災ナビ 避難に役立つ機能を備えている。 ・ 避難先検索 ・ 避難カードの共有 ・ 家族の居場所確認 ・ ルートナビ ・ 避難トレーニング ・ 防災情報通知	

(5) 南海トラフ地震臨時情報フロー図



南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！

地震発生からの目安	南海トラフ地震臨時情報		
	巨大地震警戒	巨大地震注意	調査終了
～1週間	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認 事前避難の検討 	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認 	
～2週間	<ul style="list-style-type: none"> 日頃からの地震への備えの再確認 		
2週間～	地震の発生に注意しながら通常の生活を行う		

日頃からの備えのポイント！

- ・防災ハザードマップで災害リスクや避難場所等の確認
- ・家庭における備蓄品(飲料水・食料・日用品等)の確認
- ・地震の揺れへの対策(家具の固定・住宅の耐震化等)
- ・防災情報の収集手段の確認(防災情報メール等)

(6) 本町地区内防災士資格取得数 (補助金使用)

1人

(7) 本町地区防災資機材・備蓄品リスト

別紙

(8) 災害「備え」チェックリスト

【非常用持ち出し袋】

～ 避難の際に持ち出すもの ～



- いざというときに速やかな避難ができるように、必要最小限のものをリュックサックなどにまとめておきましょう。
- 家族構成を考えて他に必要なものがあれば用意しておきましょう。

飲料水・食料(最低1日分 飲料水/500mlペットボトル2本 食料(調理不要なもの/3食分)

- 飲料水
- 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- ヘルメット
- 衣類・下着
- レインウェア
- 懐中電灯
- マッチ・ろうそく
- 携帯トイレ
- ビニール袋
- 予備電池
- 軍手
- 救急用品(絆創膏等)
- 洗面用具
- 携帯ラジオ
- 携帯充電器
- タオル
- アルミブランケット
- 筆記具
- ホイッスル
- 緊急連絡先カード

《感染症対策にも有効です!!》

- マスク
- 体温計
- 消毒用アルコール
- ウエットティッシュ
- ハンドソープ

【子供がいる家庭の備え】

- ミルク
- 哺乳瓶
- 離乳食
- 子供用紙おむつ
- 携帯用お尻洗浄機
- おしりふき
- 子供の靴
- 抱っこひも
- 携帯カトラリー
- ネックライト
- 衣類

【女性の備え】

- 生理用品
- おりものシート
- サニタリーショーツ
- 中身の見えないごみ袋
- 防犯ブザー
- ポンチョ (携帯トイレ用)

《一緒に持出しましょう!!》

- 現金
- 通帳
- 免許証
- 健康保険証
- パスポート
- マイナンバーカード
- 常備薬
- お薬手帳
- 健康の維持管理上必要なもの

【非常備蓄品】

～自宅に備えておくもの～

- 非常備蓄品として、飲料水・食料、その他生活用品を自宅に備えておきましょう。
- 7日間分を目安に備えましょう。

- 飲料水
- 食料 (アルファ化米・乾パン・レトルト食品・飴・チョコ・固形栄養食など)
- 毛布
- ラップ
- 簡易トイレ
- トイレットペーパー
- カセットコンロ
- ウエットティッシュ
- ポリタンク
- ビニール袋(大・中・小) 等



(9) 避難行動の考え方



ひなん
「避難」って
何すれば
いいの？

小中学校や公民館に行くことだけが避難ではありません。
「避難」とは「難」を「避」けること。
下の4つの行動があります。



**行政が指定した避難場所
への立退き避難**

自ら携行するもの
・マスク
・消毒液
・体温計
・スリッパ 等



**安全な親戚・知人宅
への立退き避難**

普段から災害時に避難
することを相談して
おきましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



普段から
どう行動するか
決めておき
ましょう

**安全なホテル・旅館
への立退き避難**

通常の宿泊料が必要
です。事前に予約・
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か
どうかを確認しましょう。



屋内安全確保

ハザードマップで以下の
「3つの条件」を確認し
自宅にいても大丈夫かを
確認することが必要です。

■■■■ 想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある
区域では立退き避難が
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない
(入っていると…)



流速が速いため、
木造家屋は倒壊する
おそれがあります



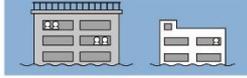
地面が削られ家屋は
建物ごと崩落する
おそれがあります

② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

③ 水がひくまで我慢でき、
水・食糧などの備えが十分
(十分じゃないと…)

水、食糧、薬等の確保が困難になる
ほか、電気、ガス、水道、トイレ等の
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や②水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、お住いの市町村へお問い合わせください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分に確認して下さい。

出典：「避難情報に関するガイドラインの改定（令和3年5月）」（内閣府）
[\(https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/\)](https://www.bousai.go.jp/oukyu/hinanjouhou/r3_hinanjouhou_guideline/)

31

安否確認表示

Safety Confirmation Display

黄色い布は「無事です!!」の目印!

安否確認表示とは、在宅者全員の無事を確認できたとき、黄色い布を玄関やポストなどの確認しやすい場所へ掲げることにより、救助する者が安否を確認しやすくなることで、地域における迅速な救助活動を促すものです。

黄色い布がないとき

応答があるまで**無事**が確認できません。



黄色い布があるとき

外から見るだけで**無事**とわかります。



みなさまへお願い

- ① 普段は、玄関付近(例:下駄箱等)に非常用持出袋と一緒に置き、すぐに出せるように保管してください。
- ② 大規模な地震発生後、在宅者全員の無事を確認し、全員無事るとき黄色い布を玄関先等に掲示してください。
- ③ 避難する際は、主幹ブレーカーを切り、ガスの元栓を閉め、施錠をする等「安全・防犯」処置をした上で避難するようにしてください。

【問い合わせ先】
和歌山市
危機管理局 危機管理部 地域安全課

〒640-8157 和歌山市八番丁12番地
電話 073-435-1005
FAX 073-435-1278